



三重県公報

令和6年12月2日（月）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	公 告		
	保安林の皆伐面積の限度の公表	（ 治 山 林 道 課 ）	1

公 告

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和6年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表します。

令和6年12月2日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の名称	保安林指定の目的	皆伐面積の限度 h a
員弁川	水源のかん養	173.48
	土砂の流出の防備	275.94
四日市地区	水源のかん養	3.28
	土砂の流出の防備	239.86
	土砂の崩壊の防備	0.06
鈴鹿川	水源のかん養	84.22
	土砂の流出の防備	281.18
北勢	公衆の保健	288.52
安濃川	水源のかん養	97.00
	土砂の流出の防備	27.84
雲出川	水源のかん養	281.62
	土砂の流出の防備	238.53
津地方	公衆の保健	60.76
櫛田川	水源のかん養	738.08
	土砂の流出の防備	259.62
宮川上流	水源のかん養	1,124.96
	土砂の流出の防備	175.65
松阪地方	公衆の保健	118.08
宮川下流	水源のかん養	549.75
	土砂の流出の防備	121.63
志摩地区	水源のかん養	149.22
	土砂の流出の防備	76.32
五ヶ所地区	水源のかん養	4.00
	土砂の流出の防備	24.06

吉津地区	水源のかん養	250.78
	土砂の流出の防備	93.40
	干害の防備	1.60
伊勢市二見町今一色ほか	風害の防備	0.56
鳥羽市浦村町字麻倉島ほか	風害の防備	0.18
志摩市志摩町片田字太里ほか	風害の防備	0.36
南勢志摩	公衆の保健	27.90
伊賀地区	水源のかん養	173.46
	土砂の流出の防備	250.94
伊賀	公衆の保健	92.46
尾鷲地区	水源のかん養	791.01
	土砂の流出の防備	398.06
紀北	公衆の保健	23.02
木本地区	水源のかん養	55.30
	土砂の流出の防備	35.38
熊野川	水源のかん養	197.44
	土砂の流出の防備	162.22
紀南	公衆の保健	1.14

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
